

か既然として起つてゐる。我等は次の諸案を指摘してその改正を要求する。

一、現行法は事務上の傷病と業務外の傷病とを包括して居るが為め種々の不都合を生ずる故両者を別個の制度に依らしめねばならぬ。而して是等業務上の傷病は工場法鉱夫労務扶助規則に依つり更に土木建築交通運輸その他諸所工業的企業航海業漁業等にも之と同様の給付をなす規を作り健康保険法は業務外の傷病疾病失業等の保険を取扱ふこととする。

二、被保険者の範囲を拡張し一切の被僱者に及ぼすこと

三、政府の負担額は一定額（現在被保険者一人に廿二円）を限定せざるを可とし出来得る限り増額せねばならぬ少くとも出来得る限り増額せねばならぬ少くとも来年度以降一人當り五円總額一千万円以上を支出すること

四、労働者の疾病は多く衛生施設が不備過労等に起因するが故に資本家の負担を現在以上に増加するを当然とす但し大資本家と小資本家とを一様にせず負担の差等を設くるを可とすること

五、現在工場及鉱山労働者の平均月収は約五十円に過ぎず此は最低限交の生活費であるが政府の云ふかごとく現在以上に更に保険料率を増加し百分の三とするかこときは労働者の生活を脅威するものがあるから現在のままに据置くこと

六、医療給付を定金にして之を被保険者の家族に及ぼすこと

七、医療制度改善のためには政府と日本医師会 日本齒科医師会等との懇話的契約をやり専属保険医制度を採用すること

八、諸手続を簡易にしての医療施設を合業とするを可とす

九、被保険者たる資格を保持すること

十、控除給付期間を制限せず控除等に對しては營養計を設くること

十一、健康保険組合の理事長は労働者代表の理事中より出し得るようにならざること

（心）労働組合法の制定

労働者の團結権は過去十数年に亘る我が労働組合の苦闘にもかくはらず今も旧法條上の保障を得て居ない我等は我等の生命である團結権を實力を以て獲得し實力を以て守つてゐる。然し國家が真に労働組合の健全なる発達を希望するならば團結権を確保する労働組合法を一日も早く制定すべしとある定金なる労働組合法を即時制定せよ。

十二、完全労働階級の充実なる要求である。